

# 特別管理産業廃棄物を多量に排出する事業者のみなさまへ

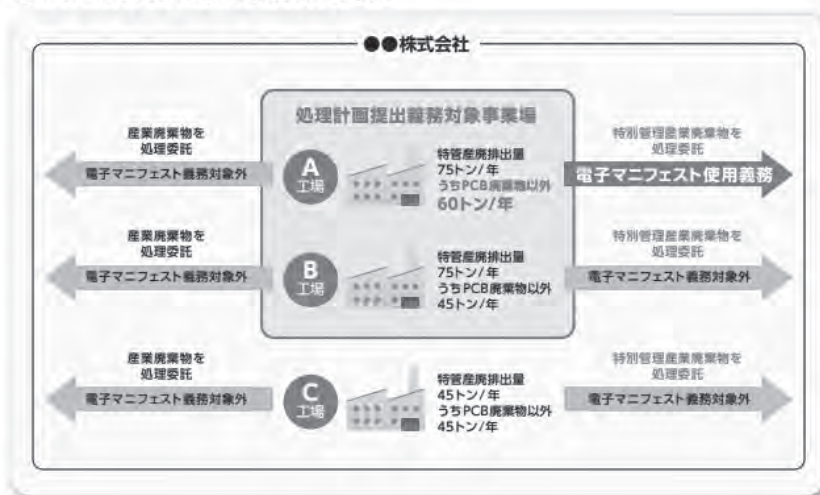
2020年4月より、年間50トン以上の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）を排出する事業場で特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の処理を委託する場合、電子マニフェストの使用が義務化されました。

## 電子マニフェスト使用義務の対象

- 2020年4月1日から前々年度の特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が年間50トン以上の事業場を設置している排出事業者は、当該事業場から生じる特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の処理を委託する場合、電子マニフェストの使用が義務化されました。
- 2020年度の義務対象になるのは、2018年度において特別管理産業廃棄物（PCB廃棄物を除く。）の発生量が50トン以上の事業場を設置している排出事業者です（前々年度の発生量が基準になります。）。

【関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の5第1項、同法施行規則 第8条の31の2、第8条の31の3（注）】（注）改正後の条文

### 電子マニフェスト使用義務の対象(例)



※環境省リーフレット「特別管理産業廃棄物を多量に排出する事業者のみなさまへ」より抜粋

## 操作方法の動画をホームページに掲載しています！

JWセンターでは、パソコンを使用して実際の操作を疑似体験する「電子マニフェスト操作体験セミナー」を開催しています。また、操作体験セミナーに参加できない方は、操作方法の動画を作成し、ホームページに掲載していますので、こちらをご覧ください。

URL▶<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/manual/guide/movie/index.html>

